

麴町青色だより

令和5年12月1日発行

一般社団法人麴町青色申告会

電話 03-3264-6089

URL <https://aoiro-koujimachi.com>

記帳・決算等個別相談会のお知らせ

記帳・決算等個別相談会を、下記のとおり開催します。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も引き続き予防措置を行っております。

つきましては、**ご相談は完全予約制**とさせていただきます。体調のすぐれない場合は、予約を変更の上、改めてご来所ください。ご理解のほどよろしく願いいたします。

ご予約は、電話（03-3264-6089）、FAX（03-3239-3818）、又はe-mail：
aoiro-koujimachi@ray.ocn.ne.jp にお願ひします。

記

- 1 期 間 12月14日（木）～12月26日（火）までの平日
- 2 時 間 10時～16時（12時～13時は昼休みです。）
- 3 場 所 （一社）麴町青色申告会事務局
千代田区九段南3-2-15 大塚ビル2階
- 4 必要書類 (1) 令和3年分及び令和4年分青色申告決算書、確定申告書の控え
(2) 帳簿類、集計表、預金通帳（事業用）
(3) パソコン（会計ソフト利用の方）
(4) 10万円以上の資産購入がある方は、その内容がわかる書類

年末調整の相談を受ける方は、次の書類もお持ちください。

- 1 令和5年分 給与所得に対する源泉徴収簿
- 2 源泉税納付書（7月に納付した領収書もご持参ください。）
- 3 令和5年分の社会保険料（健康保険料、介護保険料等）、の額と国民年金保険料等控除証明書
- 4 令和5年分の生命保険料、損害保険料（地震保険料及び長期損害保険料）、小規模企業共済掛金などの控除証明書
- 5 配偶者特別控除を受ける場合は配偶者の令和5年分所得の見積額
- 6 その他年末調整に必要な書類

※ 源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

- ・納期の特例の承認を受けていない場合

源泉所得税の対象となる所得を支払った月の翌月 10 日

- ・納期の特例の承認を受けている場合（給与等特定の所得に限ります。）

7月から12月分までの支払分：翌年の1月20日

【備考】

上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

以上

インボイス制度導入後の記帳等について

インボイス制度の導入により、あらたに消費税の課税事業者となる方やすでに課税事業者の方で、消費税に対応した記帳が必要な方は次のとおりです。

消費税に対応した記帳を行うには、会計ソフトの設定変更や日常取引の記帳の際に税区分の選択等が必要になります。

令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から	変更要否
免税事業者	免税事業者	不要
	課税事業者（一般課税）	必要
	課税事業者（簡易課税）	必要
課税事業者（一般課税）	課税事業者（一般課税）	必要
課税事業者（簡易課税）	課税事業者（簡易課税）	不要

※ あらたに課税事業者になる方の課税期間の開始日を令和5年10月1日として例示しています。

令和5年度 麴町税務署納税表彰式

11月17日（金）に、令和5年度麴町税務署納税表彰式と納税表彰受彰者祝賀会がホテルメトロポリタンエドモントにて華やかに行われました。当会では、署長表彰に米澤実継理事、署長感謝状に小野寺健志理事、中野光公理事が受彰されました。あらためておめでとうございます。